



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

208	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
209	優良ソフトの推奨	(").....	2
210	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	3
211	介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(").....	4
212	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課).....	4
213	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(").....	4
214	"	(").....	4
215	"	(").....	5
216	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	5
217	救急病院の申出の撤回	(医務課).....	5
218	救急病院の認定	(").....	5
219	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	6
220	平成25年度前期技能検定の実施	(労働政策課).....	6
221	平成25年度随時技能検定の実施	(").....	9
222	障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の変更の届出	(").....	11
223	木材業者等の登録	(林業振興課).....	12
224	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	12
225	保安林予定森林	(").....	12
226	土地収用法に基づく手続の開始	(用地対策課).....	12
227	道路の区域変更	(道路保全課).....	13
228	"	(").....	13
229	道路の供用開始	(").....	14
230	"	(").....	14
231	道路の区域変更	(").....	14
232	道路の供用開始	(").....	15
233	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	15
234	和歌山県景観計画の変更	(都市政策課).....	15
235	平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築住宅課).....	16
236	港湾施設の概要の変更	(港湾空港課).....	17
237	和歌山都市計画臨港地区加太港臨港地区内における分区の指定	(").....	18
238	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(").....	18

○ 内水面漁場管理委員会告示

*1	和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程	20
----	---	-------	----

*2 和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程

..... 20

告 示

和歌山県告示第208号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年2月20日指定した。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	ミリオン出版
月刊誌	黄金のGT 3月号	12259-03	晋遊舎
月刊誌	EXciter 2月号	01977-02	サン出版
月刊誌	BLACK BOX 3月号	17843-3	マイウェイ出版
月刊誌	裏モノJAPAN 3月号	01805-3	鉄人社
月刊誌	実話時報ゴールドデン 2月号	05167-2	竹書房
月刊誌	エンタテインメントダッシュ 2月号	02059-02	晋遊舎
雑誌	決定版!TVタブー暴露SP	68466-20	ミリオン出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 3月号	08577-3	ぶんか社
コミック	恋愛ラブレボ 2月号	19667-02	宙出版
コミック	ayaアヤ 3月号	18815-03	宙出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第209号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第6条の規定により、優良ソフトウェアとして、次のソフトウェアを平成25年2月20日推奨した。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1	推奨番号	平成25年-1
2	ソフト名	フィルタリング活用アプリ「フィル活」
3	製作元	NPO情報セキュリティ研究所
4	ソフトの内容	フィルタリング活用アプリ「フィル活」は、通信端末にインストール後、希望するフィルタリング設定をチェックするだけの簡易な操作で、数多くあるフィルタリングアプリの中から、適合するフィルタリングアプリを提案する活用ソフトであり、従来の携帯電話と比較して多機能化・高機能化したスマートフォンが、青少年

に普及しつつある中、当該ソフトはフィルタリングによる有害情報のブロックを促進するだけでなく、適切なインターネット利用について親子間で話し合う機会を設ける一助となるもので、多大な有効性を備えています。

推奨理由

青少年が適切にインターネットを利用するためには、フィルタリングを用いた違法・有害情報のブロックとともに、ネットモラルの涵養が不可欠であり、両要件を備えるフィルタリング活用アプリ「フィル活」は、青少年の健全育成に有益と認められる。

和歌山県告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3011310178	医療法人恒裕会	吉田クリニック	伊都郡かつらぎ町妙寺439-92	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成24.11.30
3011310178	医療法人恒裕会	吉田クリニック	伊都郡かつらぎ町妙寺439-92	短期入所療養介護	平成24.10.25
3012110262	医療法人はしもと	橋本整形外科	日高郡美浜町田井400-1	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	平成24.10.10
3071000727	特定非営利活動法人春の陽	春の陽介護サービス	橋本市岸上529番地の12	訪問介護	平成24.11.30
3071400802	医療法人喜望会	ケアプランセンターかさまつ	海南市船尾196	居宅介護支援	平成24.11.30
3071500395	株式会社誠心	訪問介護誠心	有田市宮崎町2428番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成24.12.14
3071601151	社会福祉法人きたば会	ひろの里居宅介護支援事業おくらまち	有田郡湯浅町湯浅字中町456	居宅介護支援	平成25.1.31
3071800209	株式会社ねごろの里	デイサービス花ごころ	岩出市根来2230番地の4	通所介護・介護予防通所介護	平成25.1.19
3072100641	社会福祉法人紀成福祉会	ケアプランセンター美山の里	日高郡日高川町大字初湯川213-1	居宅介護支援	平成24.10.31
3072200953	社会福祉法人紀成福祉会	ケアプランセンターべんけいさん	田辺市湊1127	居宅介護支援	平成24.10.31
3072300688	有限会社グッチメディカルサービス	グッチケア	新宮市蜂伏3番27号	居宅介護支援	平成25.1.31

3072401007	株式会社ライフサポート ゆにおん	デイサービスセンターな でしこ	西牟婁郡上富田町岡1番 地	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 24.10.31
3072500667	合同会社けん	けん居宅介護支援事業所	東牟婁郡那智勝浦町朝日 2丁目248番地	居宅介護支援	平成 24.11.30

和歌山県告示第211号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	辞退 年月日
3012110262	医療法人はしもと	橋本整形外科	日高郡美浜町田井400-1	介護療養型医 療施設	平成 24.10.10
3011310178	医療法人恒裕会	吉田クリニック	伊都郡かつらぎ町妙寺43 9-92	介護療養型医 療施設	平成 24.10.25

和歌山県告示第212号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞退 年月日
有限会社松本薬局明光支店	和歌山市和歌浦中1丁目5-5	松本佳子	平成 25.2.1

和歌山県告示第213号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
タイガー薬局十番丁店	和歌山市十番丁12 十番丁ビル1F	上西幸信	平成 25.3.1

和歌山県告示第214号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
阪神調剤薬局和歌山海南店	海南市日方1521-4	松本知草	平成25.3.1

和歌山県告示第215号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
シンハマ調剤薬局	海南市日方1521-2	坂東幹彦	平成25.3.1

和歌山県告示第216号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社めいよう薬局	和歌山市小野町三丁目47	保険薬局の所在地	和歌山市東釘貫丁2丁目30	和歌山市小野町三丁目47	平成25.2.1

和歌山県告示第217号

次の病院について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 海南市民病院
- 所在地 海南市日方1272番地3
- 失効日 平成25年2月28日

和歌山県告示第218号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を

認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 海南医療センター
- 2 所在地 海南市日方1522番地1
- 3 有効期限 平成28年3月1日

和歌山県告示第219号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見及び同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ディオ和歌山北店
和歌山県和歌山市善明寺278番2 外
- 2 意見の概要
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
 - (2) 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
 - (3) 廃棄物処理法、建設リサイクル法を遵守し工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
 - (4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成25年3月1日から平成25年4月1日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第220号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、平成25年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施する等級別検定職種
 - (1) 1級及び2級
造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加

工作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真デジタル作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、建築板金(内外装板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級及び3級

検 定 職 種	手数料(1件)
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、広告美術仕上げ、写真、フラワー装飾	16,500円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、公共職業能力開発施設の生徒、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類すると知事が認める者については、次のとおりとする。

3級

検 定 職 種	手数料(1件)
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、内装仕上げ施工、写真、フラワー装飾	11,000円

イ 実施期日

実技試験は、写真を除く3級職種は平成25年6月5日(水)から同年8月11日(日)まで、その他の職種は平成25年6月5日(水)から同年9月10日(火)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成25年5月29日(水)から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施日
園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、内装仕上げ施工、フラワー装飾	3級	平成25年7月21日（日）
造園、金属熱処理、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	平成25年8月25日（日）
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	1級及び2級	平成25年9月1日（日）
写真	1級、2級及び3級	平成25年9月4日（水）
建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、表装、フラワー装飾	1級及び2級	平成25年9月8日（日）

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市、田辺市及び新宮市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会

和歌山市砂山南三丁目3番38号

和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

平成25年4月8日（月）から同月19日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、協会で作付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（宛先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3の（1）のアに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成25年10月4日（金）に和歌山県ホームページに掲載するほか、県

庁北別館本館連絡通路に掲示するとともに、書面で通知する。

ただし、3級の技能検定合格者（写真は除く。）の合格発表は、平成25年8月23日（金）に和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館本館連絡通路に掲示するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級及び3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章、単一等級の技能検定合格者には単一等級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は和歌山県職業能力開発協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第221号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、平成25年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 3級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事

作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

注 1の(1)に掲げる3級の職種に係る試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

3級、基礎1級及び基礎2級

検 定 職 種	手数料（1件）
機械検査、婦人子供服製造	13,700円
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	16,500円

イ 実施期日

実技試験は、平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

和歌山県職業能力開発協会

和歌山市砂山南三丁目3番38号

和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、協会配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（宛先を記入し、通常郵便定形50gの郵便料金相当額の郵便切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3の（1）のアに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定については不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は和歌山県職業能力開発協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示222号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 社会福祉法人太陽福祉会

2 事務所の名称 紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと

3 事務所の所在地

(変更前) 和歌山県御坊市湯川町財部726-9

(変更後) 和歌山県御坊市湯川町丸山478-1

4 変更年月日 平成25年2月12日

和歌山県告示第223号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
		6012	平成25.2.12	西牟婁郡上富田町朝来1111	千賀林業 千賀征夫	木材	西牟婁郡上富田町朝来1111

和歌山県告示第224号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 海南市下津町塩津字宇野辺543の3
- 保安林として指定された目的 魚つき
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第225号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市鮎川字小川2078、2079、2109の1、3636、3648、3652（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第226号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
和歌山県和歌山市北別所字桐谷、字前山及び字風呂ノ谷、上野字薬師ノ段、北野字長谷及び字地毛原並びに弘西字米山、字丸山、字持山、字宮谷及び字宮ノ前地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
和歌山県和歌山市北別所字桐谷、字前山及び字風呂ノ谷、上野字薬師ノ段、北野字長谷及び字地毛原並びに弘西字米山、字丸山、字持山、字宮谷及び字宮ノ前地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
和歌山県和歌山市役所

和歌山県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市重根字上出原1768番1地内	旧	13.14 } 22.82	7.00	
同上	新	15.49 } 22.82	7.00	

和歌山県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市重根字藪田1713番地先から同市重根字藪田1714番3地先まで	旧	5.85 ） 7.44	28.59	
同上	新	11.87 ） 13.00	28.11	

和歌山県告示第229号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市重根字上西垣内1782番1地先から同市重根字藪田1714番3地先まで

供用開始の期日 平成25年3月1日

和歌山県告示第230号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市重根字地藏免1479番3地先から同市重根字小下田畑1552番1地先まで

供用開始の期日 平成25年3月1日

和歌山県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字井関字八反田818番7地先から同町大字井関字八反田838番18地先まで	旧	7.22 } 12.00	140.00	
同上	新	11.10 } 14.76	140.00	

和歌山県告示第232号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字井関字八反田818番7地先から同町大字井関字八反田838番18地先まで

供用開始の期日 平成25年3月1日

和歌山県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

みなべ町

2 都市計画事業の種類及び名称

南部都市計画下水道事業 みなべ町公共下水道

3 事業施行期間

自 平成8年8月16日

至 平成30年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

和歌山県告示第234号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく和歌山県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、当該景観計画の図書を和歌山県県土整備部都市

住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第235号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成25年7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成25年7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成25年9月15日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

平成25年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込

郵送による受験申込については、以下（ア）又は（イ）に該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成24年以前の試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

イ 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

（ア）受験申込受付期間：平成25年3月19日（火）から同年4月3日（水）まで

（イ）受験申込方法：次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印のあるものまで有効）

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1

財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成25年3月28日（木）から同年4月3日（水）まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市卜半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成25年4月11日（木）から同月15日（月）までの午前10時から午後5時まで

(イ) 社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成25年4月11日（木）及び同月12日（金）の午前10時から午後5時まで

(ウ) 社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市馬町1-1-4 烏藤一級建築設計事務所内

b 受付期間 平成25年4月11日（木）及び同月12日（金）の午前10時から午後5時まで

イ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成23年又は平成24年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成23年若しくは平成24年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成24年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成25年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

ウ 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成25年6月14日（金）頃、受験有資格者に発送する。ただし、インターネットによる受験申込者については、平成25年4月19日（金）頃、受験票を発送する。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成25年12月5日（木）（予定）

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成25年8月27日（火）（予定）に、木造建築士は平成25年9月10日（火）（予定）に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、平成25年6月12日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

和歌山県告示第236号

県が管理する港湾施設を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月1日

和歌山下津港港湾施設(湊第一小型船舶係留施設)

種類	位置	変更事項	変更後	変更前
小型船舶係留施設	和歌山市湊地先	延長(数量)	400.0メートル	120.0メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

和歌山県告示第237号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、和歌山都市計画臨港地区加太港臨港地区内における分区を次のとおり指定する。

なお、次の表の別図は、省略し、その図面を県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

加太港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

分区	区域	面積
漁港区	和歌山市加太字北浜場、字南仲町、字蛭子町及び字新出のうち別図に示す区域	約8.60ha

和歌山県告示第238号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を白浜町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成25年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- (2) 名称 白浜町
- (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2347番地の7
- (4) 代表者氏名 白浜町長 井潤誠

2 埋立区域

(1) 位置

西牟婁郡白浜町字浜通り1667番15並びに同町字韃鞨町2183番、2182番及び2173番に接する国有海浜地並びに同町字行幸芝2993番6、2993番7及び2993番1の地先公有水面

(2) 区域

a区域

次の各点の内a1の地点からa8の地点を順次直線で結んだ線及びa8の地点とa1の地点を結んだ線により囲まれた区域

a1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から171度01分11秒、1,875.84mの地点

a2地点 a1の地点から37度43分46秒 8.37mの地点

a3地点 a2の地点から91度00分45秒 9.99mの地点
a4地点 a3の地点から178度59分15秒 3.10mの地点
a5地点 a4の地点から91度00分45秒 10.41mの地点
a6地点 a5の地点から261度04分36秒 8.58mの地点
a7地点 a6の地点から247度13分13秒 11.01mの地点
a8地点 a7の地点から293度09分52秒 6.40mの地点

b区域

次の各点の内b1の地点からb20の地点を順次直線で結んだ線及びb20の地点とb1の地点を結んだ線により囲まれた区域

b1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から170度04分20秒、1,877.80mの地点
b2地点 b1の地点から91度00分45秒 17.02mの地点
b3地点 b2の地点から94度28分00秒 58.44mの地点
b4地点 b3の地点から87度23分29秒 54.98mの地点
b5地点 b4の地点から47度56分09秒 14.46mの地点
b6地点 b5の地点から210度30分24秒 7.87mの地点
b7地点 b6の地点から226度01分42秒 10.01mの地点
b8地点 b7の地点から240度59分49秒 10.34mの地点
b9地点 b8の地点から299度35分55秒 0.50mの地点
b10地点 b9の地点から249度55分23秒 10.43mの地点
b11地点 b10の地点から275度55分18秒 10.04mの地点
b12地点 b11の地点から273度12分50秒 10.03mの地点
b13地点 b12の地点から279度31分11秒 10.12mの地点
b14地点 b13の地点から278度06分32秒 10.10mの地点
b15地点 b14の地点から277度42分28秒 10.08mの地点
b16地点 b15の地点から276度21分23秒 14.85mの地点
b17地点 b16の地点から286度20分55秒 10.39mの地点
b18地点 b17の地点から269度40分47秒 10.00mの地点
b19地点 b18の地点から278度57分22秒 10.01mの地点
b20地点 b19の地点から278度11分42秒 10.13mの地点

d区域

次の各点の内d1の地点からd4の地点を順次直線で結んだ線及びd4の地点とd1の地点を結んだ線により囲まれた区域

d1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から172度10分33秒、1,870.66mの地点
d2地点 d1の地点から58度13分14秒 6.61mの地点
d3地点 d2の地点から156度59分14秒 5.16mの地点
d4地点 d3の地点から269度10分59秒 6.47mの地点

(3) 面積

901.87㎡

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成22年7月9日和歌山県指令港振第548号

5 しゅん功認可年月日

平成25年2月15日

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月1日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程
和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程（平成13年和歌山県内水面漁場管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第2号

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月1日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程（平成17年和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。